



令和5年度貝塚市低所得の子育て世帯支援給付金(子ども加算分) (児童1人あたり5万円)のご案内

※この給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

支給対象者

令和5年12月1日(基準日)時点で貝塚市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

- ・世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税である世帯
- ・世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税である世帯
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

※ただし、世帯全員が住民税均等割課税者から扶養されている世帯を除きます。

子ども加算対象児童

支給対象者と令和5年12月1日(基準日)において同一世帯となっている
18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童

- ※同世帯の児童の子ども加算については、子ども加算分のみの申請の手続きは不要です。
- ※支給対象者である世帯主が18歳以下の児童の場合、その児童は子ども加算対象児童とはなりません。

《以下の対象児童は別途申請書の提出が必要です》

- 基準日時点で、別世帯にいるが生計が同一である児童(単身で寮に入っているなど)
- 令和5年12月2日から令和6年5月31日までに生まれた子
※支給対象者が令和5年12月2日以降に他市町村に転出した場合でも、貝塚市に申請書の提出が必要です。

(注意) 施設入所(措置)児童は施設への住所の異動に関わらず対象とはなりませんので、支給のお知らせまたは確認書に対象外児童の記載がある場合は至急ご連絡ください。

給付額

対象児童1人あたり5万円

申請期限

令和6年5月31日(金)【消印有効】

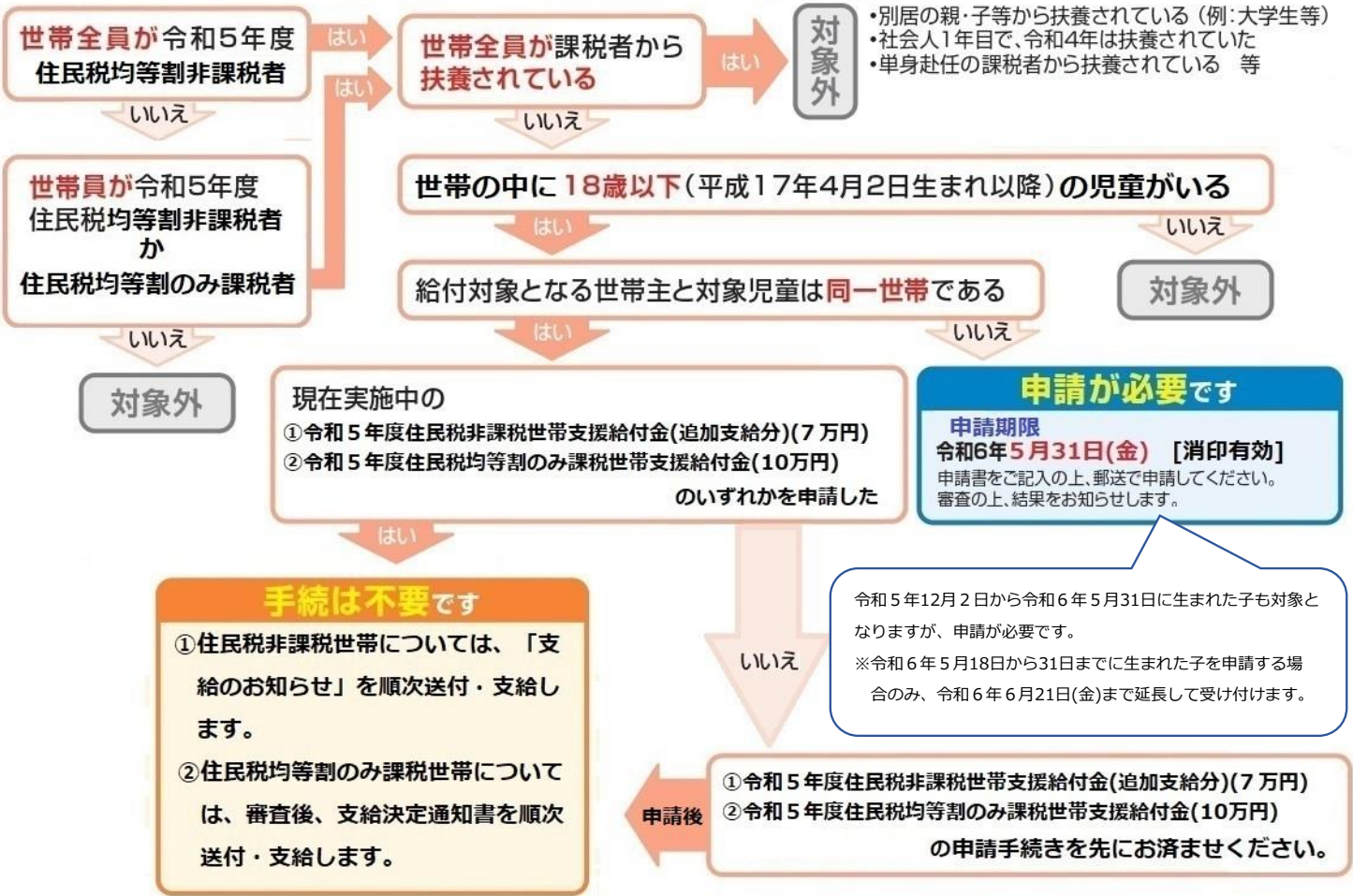
※令和6年5月18日から31日までに生まれた子についての申請は、令和6年6月21日(金)【消印有効】まで延長して受付します。

手続き方法

支給対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています。

※令和5年12月1日時点で 貝塚市 に住民登録がある世帯が前提条件です。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号 貝塚市役所 健康福祉部 福祉総務課
1階エントランス特設会場 低所得世帯支援給付金担当

☎ 072-433-7062

受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)